

出雲市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年(2022)3月18日

出雲市議会議長 萬代輝 正



条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

- 1 日時 令和4年(2022)3月23日（水）午後2時  
(議事の進行により、時間は変更することがある。)
- 2 場所 出雲市議会議事堂（出雲市役所本庁6階）
- 3 事件名 島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者4名以内
- 5 意見を述べる時間 1人15分以内